

- (3) 狂犬病予防その他獣医衛生に関すること。
 (4) 獣医師及び獣医療に関すること。
 (5) 動物の愛護及び管理に関すること。
 (6) 生活衛生営業に関すること。
 (7) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
 (8) そ族昆虫の駆除その他環境衛生に関すること。
- 第130条第5項を削り、同条第6項中「検査課」を「検査チーム」に改め、同項を同条第5項とする。
- 第133条第4項中「事務局及び学生部」を「学生部」に、「課を」を「チームを」に改め、同項の表を次のように改める。

部	チームの名称	分掌事務
学生部	学生支援チーム	前項第1号から第3号までの事項
	就職支援チーム	前項第4号の事項

第146条第1項中「検査第一課及び検査第二課」を「検査第一チーム及び検査第二チーム」に改め、同条第2項中「検査第一課」を「検査第一チーム」に改め、同項第3号及び同条第3項中「検査第二課」を「検査第二チーム」に改める。

第146条の4第1項中「そだん課、ふれあい課及びけんこう課」を「そだんチーム、ふれあいチーム及びけんこうチーム」に改め、同条第2項中「そだん課」を「そだんチーム」に改め、同項第4号中「他課」を「他チーム」に改め、同条第3項中「ふれあい課」を「ふれあいチーム」に改め、同条第4項中「けんこう課」を「けんこうチーム」に改める。

第2章第2節第36款を次のように改める。

第36款 諏訪湖事務所

(業務)

第150条 長野県諏訪湖事務所は、諏訪湖の浄化対策を行うところとする。

(名称及び位置)

第151条 長野県諏訪湖事務所の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
長野県諏訪湖事務所	諏訪市

2 長野県諏訪湖事務所は、長野県諏訪地方事務所に付置する。

(内部組織)

第151条の2 長野県諏訪湖事務所に、その事務を分掌させるため、水・土づくりチーム及び環境づくりチームを置く。

2 水・土づくりチームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 諏訪湖浄化に係る調査、研究、企画及び事業に関すること。
- (2) 諏訪湖の水産資源の保護培養に関すること。
- (3) 環境づくりチームの所管に属さないこと。

3 環境づくりチームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 諏訪湖に係る土木工事及び諏訪湖流域下水道工事の調査、設計、施行及び監督に関すること。
- (2) 諏訪湖流域下水道の維持保全に関すること。
- (3) 諏訪湖流域関連公共下水道に関すること。

第154条第1項中「指導課及び検定課」を「指導チーム及び検定・検査チーム」に改め、同条第2項中「指導課」を「指導チーム」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5

号を同項第4号とし、同項第6号中「検定課」を「検定・検査チーム」に改め、同号を同項第5号とし、同条第3項中「検定課」を「検定・検査チーム」に改め、同項第1号中「装置検査」を「検査」に改める。

第2章第2節第43款の次に次の1款を加える。

第43款の2 木曽農林振興事務所

(業務)

第170条の2 長野県木曽農林振興事務所は、木曽地域の農業及び林業の施策を総合的に行うところとする。

(名称、位置及び管轄区域)

第170条の3 木曽農林振興事務所の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	管轄区域
長野県木曽農林振興事務所	木曽郡木曽町	木曽郡

2 長野県木曽農林振興事務所は、長野県木曽地方事務所に付置する。

(内部組織)

第170条の4 長野県木曽農林振興事務所に、その事務を分掌させるため、企画振興チーム、森林・農地活性化チーム及び技術・人づくり支援チームを置く。

2 企画振興チームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 農業委員会、農業協同組合その他農業団体の指導監督に関すること。
- (2) 農業（水産業を含む。）金融及び林業金融に関すること。
- (3) 農畜産物の生産の振興に関すること。
- (4) 環境保全型農業の推進に関すること。
- (5) 主要農作物の種子に関すること。
- (6) きのこの生産の振興に関すること。
- (7) 農産加工及び水産業に関すること。
- (8) 林業構造改善に関すること。
- (9) 森林組合に関すること。
- (10) 林産物に関すること。
- (11) 民有林の施業計画及び経営指導に関すること。
- (12) 造林及び環境緑化に関すること。
- (13) 県有林の経営及び県行造林に関すること。
- (14) 林野火災対策に関すること。
- (15) 所内の他チームの所管に属さないこと。

3 森林・農地活性化チームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 農業の経営構造対策及び中山間地域における農業生産の確保に関すること。
- (2) 農地関係の調整に関すること。
- (3) 国有農地並びに開拓財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (4) 農業経営基盤の強化の促進に関すること。
- (5) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関すること。
- (6) 野生鳥獣の被害防止対策に関すること。
- (7) 林道その他林産物の搬出施設に関する事務（建設事務所の所管に属する事務を除く。）
- (8) 治山及び林地荒廃防止施設に関すること。
- (9) 林地開発に関すること。
- (10) 保安林に関すること。

4 技術・人づくり支援チームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 農林業に関する技術支援に関すること。
- (2) 森林病害虫の防除に関すること。
- (3) 農業及び林業の担い手の確保及び育成に関すること。

第174条中「及び農薬に関する事務を行なう」を「を行う」に改める。

第175条の2第1項中「防除企画課及び発生予察課」を「防除企画チーム及び発生予察チーム」に改め、同条第2項中「防除企画課」を「防除企画チーム」に改め、同項第4号を削り、同項第5号中「発生予察課」を「発生予察チーム」に改め、同号を同項第4号とし、同条第3項中「発生予察課」を「発生予察チーム」に改める。

第177条に次の1項を加える。

2 地域農業改良普及センターは、地方事務所に付置する。

第179条を次のように改める。

第179条 削除

第180条第3号中「普及並びに」を削り、同条に次の1号を加える。

- (4) 農業に関する高度専門技術の調査研究及び普及指導並びに改良普及員の指導に関すること。

第182条第3項第3号を削り、同条第5項第2号中「普及並びに」を削る。

第185条第4項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とする。

第188条中「地域に即した農業に関する試験研究」を「次の各号に掲げる事務」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 地域に即した農業の試験研究に関すること。

- (2) 農業に関する高度専門技術の調査研究及び普及指導並びに改良普及員の指導に関すること。

第191条の3第4項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第219条第1号中「土木工事」の次に「(長野県佐久建設事務所、長野県上田建設事務所、長野県諏訪建設事務所、長野県伊那建設事務所、長野県飯田建設事務所、長野県木曽建設事務所、長野県松本建設事務所、長野県大町建設事務所、長野県中野建設事務所及び長野県長野建設事務所にあっては、幹線として位置付ける農道及び林道に係るものを含む。第221条第5項第1号において同じ。)」を加え、同条第3号中「及び河川」を「、河川及び都市公園」に改める。

第220条に次の1項を加える。

3 長野県南佐久建設事務所は長野県佐久建設事務所に、長野県下伊那南部建設事務所は長野県飯田建設事務所に、長野県安曇野建設事務所は長野県松本建設事務所に、長野県千曲建設事務所及び長野県須坂建設事務所は長野県長野建設事務所に、長野県飯山建設事務所は長野県中野建設事務所に付置する。

第220条の2を削る。

第221条第1項中「総務課、管理計画課及び建設課」を「総務チーム及び整備チーム」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる建設事務所に、右欄に掲げるチームを置く。

左 欄	右 欄
長野県南佐久建設事務所	維持管理チーム
長野県佐久建設事務所	維持管理チーム 用地チーム
長野県上田建設事務所	維持管理チーム 用地チーム
長野県諏訪建設事務所	維持管理チーム 用地チーム
長野県伊那建設事務所	維持管理チーム 用地チーム
長野県飯田建設事務所	維持管理チーム 用地チーム
長野県木曽建設事務所	維持管理チーム 用地チーム
長野県松本建設事務所	維持管理チーム 用地チーム
長野県安曇野建設事務所	維持管理チーム 公園下水道チーム
長野県大町建設事務所	維持管理チーム 用地チーム
長野県千曲建設事務所	維持管理チーム
長野県須坂建設事務所	維持管理チーム
長野県中野建設事務所	維持管理チーム 用地チーム
長野県長野建設事務所	維持管理チーム 用地チーム
長野県飯山建設事務所	維持管理チーム

第221条第3項中「総務課」を「総務チーム」に改め、同項第4号中「諏訪流域下水道」を「土木施設」に、「流域下水道課」を「整備チーム」に、「長野県諏訪建設事務所」を「長野県下伊那南部建設事務所」に改め、同項第6号中「他課」を「他チーム」に改め、同号を同項第9号とし、同項第5号中「公園下水道課」を「公園下水道チーム」に改め、同号を同項第8号とし、同項第4号の次に次の3号を加える。

- (5) 砂利採取及び採石に関すること(長野県下伊那南部建設事務所に限る。)。
- (6) 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の取締りに関すること(長野県下伊那南部建設事務所に限る。)。
- (7) 公共用地の取得及び登記に関すること(長野県下伊那南部建設事務所に限る。)。

第221条第4項中「管理計画課」を「維持管理チーム」に改め、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「指定及び」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号及び第6号を削り、同項第7号を同項第4号とし、同項第8号を同項第5号とし、同項第9号を削り、同条第5項中「建設課」を「整備チーム」に改め、同項第1号中「設計」を「計画、調査、設計」に改め、同項第2号中「長野県臼田建設事務所及び長野県千曲建設事務所」を「長野県南佐久建設事務所、長野県安曇野建設事務所、長野県千曲建設事務所、長野県須坂建設事務所及び長野県飯山建設事務所」に改め、同号を同項第6号とし、同項第1号の次に次の4号を加える。

- (2) 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等の指定に関すること。
- (3) 市町村土木工事の技術に関すること。
- (4) 水防作業及び水防団に関すること(長野県下伊那南部建設事務所に限る。)。

(5) 雨量及び水位の観測に関する事務 (長野県下伊那南部建設事務所に限る。)。

第221条第5項に次の1号を加える。

(7) 土木施設の維持保全に関する事務 (長野県下伊那南部建設事務所に限る。)。

第221条第6項中「用地課」を「用地チーム」に改め、同条第7項を削り、同条第8項中「公園下水道課」を「公園下水道チーム」に改め、同項を同条第7項とする。

第221条の4第1項中「総務課及び建設課」を「総務チーム及び建設チーム」に改め、同条第2項中「総務課」を「総務チーム」に改め、同項第2号中「建設課」を「建設チーム」に改め、同項第5号中「他課」を「建設チーム」に改め、同条第3項中「建設課」を「建設チーム」に改める。

第227条中「課を」を「チームを」に改め、同条の表中



第2章第2節第60款の款名を次のように改める。

第60款 コモンズ・砂防センター

第228条中「砂防事務所」を「コモンズ・砂防センター」に改め、同条に次の2号を加える。

(3) 道路及び河川の管理に関する事務。

(4) 各種相談に関する事務。

第229条中「砂防事務所」を「コモンズ・砂防センター」に改め、同条に次の1項を加える。

2 長野県犀川コモンズ・砂防センターは長野県松本建設事務所に、長野県姫川コモンズ・砂防センターは長野県大町建設事務所に、長野県土尻川コモンズ・砂防センターは長野県長野建設事務所に付置する。

第230条第1項中「砂防事務所」を「コモンズ・砂防センター」に、「総務課及び工務課」を「総務チーム及び砂防チーム」に改め、同条第2項中「総務課」を「総務チーム」に改め、同項第4号中「工務課」を「砂防チーム」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

(4) 道路及び河川の管理に関する事務。

(5) 各種相談に関する事務。

第230条第3項中「工務課」を「砂防チーム」に改める。

第231条中「スポーツ施設、レクリエーション施設及び文化施設」を「スポーツ、レクリエーション及び文化活動の場」に改める。

第2章第2節に次の1款を加える。

第62款 会計センター

(業務)

第232条の2 会計センターは、次の各号に掲げる事務を行うところとする。

(1) 現金、有価証券及び物品の収納、出納及び保管に関する事務。

(2) 支出負担行為に関する確認及び支出の審査に関する事務。

(3) 収入証紙の返還に伴う現金の還付及び交換に関する事務。

(4) 会計に関する検査に関する事務。

(5) 会計事務の指導に関する事務。

(6) 工事及び工事に係る委託業務の検査並びに工事に係る指導監査に関する事務。

(7) 工事の元請・下請関係に係る調査、指導及び助言に関する事務。

と。

(8) 低入札価格及び入札談合情報に係る調査に関する事務。

(名称、位置及び担当区域)

第234条の3 会計センターの名称、位置及び担当区域は、別表第31の2のとおりとする。

(分室)

第234条の4 会計センターに分室を置き、その名称、位置及び担当区域は、別表第31の3のとおりとする。

第235条中「課、局、チーム、室」を「チーム」に改める。

第239条第1項中「課、チーム、室（付置機関を含む。以下同じ。）又は局」を「局、室、チーム又はセンター」に改め、同条第3項中「課又は」及び「課付又は」を削る。

第242条の見出し及び同条第1項中「参事」を「参事、技監」に改め、同条第2項中「参事」を「参事及び技監」に改める。

第244条第1項中「の課」を「の室」に、「室（付置機関に限る。）を「センター」に、「課等」を「チーム等」に改め、同条第2項中「課等」を「チーム等」に改める。

第247条中「課、チーム、室及び局」を「局、室、チーム及びセンター」に改める。

附則第2条の見出しを「（建設事務所の関連事業チーム等）」に改め、同条第1項中「課のほか、関連事業課」を「チームのほか、関連事業チーム」に改め、同条第2項中「関連事業課」を「関連事業チーム」に改め、同条第3項中「関連事業課」を「関連事業チーム」に、「第221条第4項及び第5項」を「第221条第5項」に改め、同条第4項中「長野県伊那建設事務所管理計画課」を「長野県伊那建設事務所整備チーム」に、「第221条第4項」を「第221条第5項」に改め、同条第5項中「長野県大町建設事務所管理計画課」を「長野県大町建設事務所整備チーム」に、「第221条第4項」を「第221条第5項」に改める。

附則第3条第3項及び第4項並びに附則第4条第4項及び第5項中「用地課」を「用地チーム」に改める。

別表第9を次のように改める。

（別表第9）（第116条関係）

労政事務所

名 称	位 置	管 轄 区 域	付置する地 方事務所
長野県東信 労政事務所	上田市	南佐久郡 北佐久郡 小県郡 上田市 小諸市 佐久市 東御市	長野県上小地方事務所
長野県南信 労政事務所	伊那市	諏訪郡 上伊那郡 下伊那郡 岡谷市 飯田市 諏訪市 伊那市 駒ヶ根市 茅野市	長野県上伊那地方事務所
長野県中信 労政事務所	松本市	木曽郡 東筑摩郡 北安曇郡 松本市 大町市 塩尻市 安曇野市	長野県松本地方事務所
長野県北信 労政事務所	長野市	埴科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡 長野市 須坂市 中野市 飯山市 千曲市	長野県長野地方事務所

別表第9の次に次の別表を加える。

(別表第9の2)(第117条関係)

労政事務所分室

名称	位置	担当区域	付置する地方事務所
長野県東信労政事務所佐久分室	佐久市	南佐久郡 北佐久郡 小諸市 佐久市	長野県佐久地方事務所
長野県南信労政事務所岡谷分室	岡谷市	諏訪郡 岡谷市 諏訪市 茅野市	長野県諏訪地方事務所
長野県南信労政事務所飯田分室	飯田市	下伊那郡 飯田市	長野県下伊那地方事務所
長野県中信労政事務所木曽分室	木曽郡 木曽町	木曽郡	長野県木曾地方事務所
長野県中信労政事務所大町分室	大町市	北安曇郡 大町市 安曇野市	長野県北安曇地方事務所
長野県北信労政事務所中野分室	中野市	上水内郡 下水内郡 須坂市 中野市 飯山市	長野県北信地方事務所

別表第20の長野県松本農業改良普及センター明科支所の項を削り、同表の長野県松本農業改良普及センター安曇野支所の項中

「安曇野市(長野県松本農業改良普及センター明科支所の管轄する区域を除く。)」

を

「東筑摩郡のうち麻績村、生坂村及び筑北村 安曇野市」

に改める。

別表第28の長野県臼田建設事務所の項を次のように改める。

長野県南佐久建設事務所	佐久市	南佐久郡
-------------	-----	------

別表第28の長野県佐久建設事務所の項中「(長野県臼田建設事務所の管轄する区域を除く。)」を削り、同表の長野県飯田建設事務所

「飯田市 下伊那郡」を

「飯田市(長野県下伊那南部建設事務所の管轄する区域を除く。) 下伊那郡(天竜村を除く。)」

に改め、同項の次に次のように加える。

長野県下伊那南部建設事務所	下伊那郡 天竜村	飯田市のうち上村、南信濃和田、 南信濃八重河内、南信濃南和田及び 南信濃木沢の区域 下伊那郡のうち天竜村
---------------	-------------	--

別表第28の長野県松本建設事務所の項中「塩尻市 安曇野市のうち明科東川手、明科中川手、明科光、明科七貴及び明科南陸郷の区域」を「塩尻市」に改め、同表の長野県安曇野建設事務所の項中「(長野県松本建設事務所の管轄する区域を除く。)」を削る。

「(別表第30)(第229条関係)
別表第30中 「砂防事務所」を

「(別表第30)(第229条関係)
コモンズ・砂防センター」に、

「
長野県犀川砂防事務所
長野県姫川砂防事務所
長野県土尻川砂防事務所」

を

「
長野県犀川コモンズ・砂防センター
長野県姫川コモンズ・砂防センター
長野県土尻川コモンズ・砂防センター」

に改める。

別表第31の長野県烏川渓谷緑地の項中

「
南安曇郡穂高町 南安曇郡堀金村」を「
安曇野市」に改

め、同表の次に次の別表を加える。

(別表第31の2)(第234条の3関係)

会計センター

名称	位置	担当区域
長野県東信会計センター	佐久市	上田市 小諸市 佐久市 東御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡
長野県南信会計センター	伊那市	岡谷市 飯田市 諏訪市 伊那市 駒ヶ根市 茅野市 諏訪郡 上伊那郡 下伊那郡
長野県中信会計センター	松本市	松本市 大町市 塩尻市 安曇野市 木曽郡 東筑摩郡 北安曇郡
長野県北信会計センター	長野市	長野市 須坂市 中野市 飯山市 千曲市 塙科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡

(別表第31の3)(第234条の4関係)

会計センター分室

名称	位置	担当区域
長野県東信会計センター上田分室	上田市	上田市 東御市 小県郡
長野県南信会計センター諏訪分室	諏訪市	岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡
長野県南信会計センター飯田分室	飯田市	飯田市 下伊那郡
長野県中信会計センター木曽分室	木曽郡木曽町	木曽郡
長野県中信会計センター大町分室	大町市	大町市 北安曇郡
長野県北信会計センター中野分室	中野市	中野市 飯山市 下高井郡 下水内郡

別表第32の1の名称の項中「課等」を「チーム」に改め、同1の

長野県本人確認情報保護審議会の項及び長野県固定資産評価審議会の項中「市町村課」を「市町村チーム」に改め、同1の長野県社会福祉審議会の項中「厚生課 青少年家庭課 身体障害者リハビリテーションセンター」を「コモンズ福祉チーム こども・家庭福祉チーム 県立総合リハビリテーションセンター」に改め、同1の長野県国民健康保険審査会の項を削り、同1の長野県介護保険審査会の項中「高齢福祉課」を「長寿福祉チーム」に改め、同1の長野県障害者施策推進協議会の項中「障害福祉課」を「障害福祉チーム」に改め、同1の長野県保育士試験委員の項中「青少年家庭課」を「こども・家庭福祉チーム」に改め、同1の長野県医療審議会の項及び長野県准看護師試験委員の項中「医務課」を「医療チーム」に改め、同項の次に次のように加える。

長野県国民健康保険審査会	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第91条の規定による保険給付に関する処分及び保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関すること。	医療チーム
--------------	--	-------

別表第32の1の長野県地方精神保健福祉審議会の項中「保健予防課」を「健康づくりチーム」に改め、同1の長野県生活衛生適正化審議会の項中「食品環境課」を「食品安全・生活衛生チーム」に改め、同1の長野県麻薬中毒審査会の項中「薬務課」を「薬務チーム」に改め、同項の次に次のように加える。

長野県森林審議会	森林法（昭和26年法律第249号）第68条の規定による地域森林計画の策定等に係る答申、同法の施行に関する重要事項に係る答申、同法の施行に関する関係行政機関に対する建議等及び松くい虫被害対策特別措置法（昭和52年法律第18号）第4条の規定による長野県実施計画の策定等に係る答申に関すること。	森林づくりチーム
----------	--	----------

別表第32の1の長野県交通安全対策会議の項中「生活文化課」を「生活文化チーム」に改め、同1の長野県職業能力開発審議会の項中「雇用・人財育成課」を「雇用・人財育成チーム」に改め、同1の長野県農業共済保険審査会の項中「農政課」を「農業政策チーム」に改め、同1の長野県森林審議会の項を削り、同1の長野県建設工事紛争審査会の項中「監理課」を「県土活用支援チーム」に改め、同1の長野県都市計画審議会の項中「都市計画課」を「都市計画チーム」に改め、同1の長野県建築審査会の項から長野県開発審査会の項まで中「建築管理課」を「建築まちづくりチーム」に改め、同1の長野県土地利用審査会の項を削り、同1の長野県防災会議の項及び長野県国民保護協議会の項中「危機管理・消防防災課」を「危機管理防災チーム」に改め、同1に次のように加える。

長野県土地利用審査会	国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第39条の規定による規制区域の指定、解除等についての確認、土地に関する権利の移転等の許可についての審査請求に対する裁決等に関すること。	土地・景観チーム
------------	---	----------

別表第32の2の名称の項中「課等」を「チーム」に改め、同項の次に次のように加える。

長野県公務災害補償等認定委員会	非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年長野県条例第48号）第3条の規定による公務災害等の認定に係る答申に関すること。	職員サポートチーム
長野県公務災害補償等審査会	非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第16条の規定による公務災害補償等の実施に関する審査の申立てに対する裁定に関すること。	職員サポートチーム

別表第32の2の長野県情報公開審査会の項から長野県個人情報保護審査会の項まで中「情報公開課」を「情報公開・法規チーム」に改め、同2の長野県公務災害補償等認定委員会の項及び長野県公務災害補償等審査会の項を次のように

に改める。

長野県障害者介護給付費等不服審査会	長野県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成18年長野県条例第10号）第2条の規定による審査請求の事件の審査に関すること。	障害福祉チーム
-------------------	---	---------

別表第32の2の長野県青少年問題協議会の項中

「青少年家庭課」を「こども・家庭福祉チーム」に改め、

同2の長野県労働問題審議会の項中 「労政課」を

「労働福祉チーム」に改め、同2の長野県地方薬事審議会の項

中 「薬務課」を「薬務チーム」に改め、同2の長野県環境

審議会の項中 「地球環境課
薬務課」を「地球環境チーム
薬務チーム」に改め、

同2の長野県環境影響評価技術委員会の項中

「環境自然保護課」を「地球環境チーム」に改め、同2の

長野県中小企業振興審議会の項及び長野県中小企業調停審議会の項
中 「産業政策課」を「産業政策チーム」に改め、同2の長

野県観光振興審議会の項中 「観光・物産振興チーム」を

「産業政策チーム」に改め、同2の長野県卸売市場審議会の項

中 「園芸特産課」を「産業政策チーム」に改め、同項の次

に次のように加える。

長野県食と農業農村振興審議会	長野県食と農業農村振興の県民条例（平成18年長野県条例第25号）第26条の規定による振興計画の策定に関する事項その他食と農業及び農村の振興に関する重要事項の調査審議に関すること。	農業政策チーム
----------------	---	---------

別表第32の2の長野県水防協議会の項中 「河川課」を

「河川チーム」に改め、同2の長野県住宅審議会の項中

「建築管理課」を「建築まちづくりチーム」に改め、同2

の長野県景観審議会の項及び長野県総合計画審議会の項を削り、同2の長野県部落解放審議会の項から長野県男女共同参画審議会の項

まで中 「ユマニテ・人間尊重課」を

「ユマニテ・人間尊重チーム」に改め、同2に次のように加える。

長野県総合計画審議会	長野県総合計画審議会条例（昭和42年長野県条例第30号）第2条の規定による長野県の発展に関する将来構想及びこれに即する計画に関する重要事項の調査審議、国土利用計画法第38条に規定する事項に係る調査審議、国土調査法（昭和26年法律第180号）第15条に規定する事項に係る調査審議並びに土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の7に規定する事項に係る調査審議に関すること。	コモンズ政策チーム 土地・景観チーム 水と土・郷づくりチーム
------------	---	--------------------------------------

長野県景観審議会	景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画の策定等に係る答申及び屋外広告物条例（平成5年長野県条例第23号）第2条の規定による広告物等を表示し、又は設置してはならない物件の指定に係る答申並びに景観の育成に係る重要な事項の調査審議に関すること。	土地・景観チーム
----------	--	----------

別表第33の危機管理室の項を次のように改める。

信州広報・ブランド室	室長	室務の掌理及び所属職員の指揮監督
	次長	室長の職務遂行の補佐及び室務の整理
危機管理局	局長	局務の掌理及び所属職員の指揮監督
	危機管理幹	危機管理に係る総合調整に関する事務の総括掌理

別表第33の信州ブランド・観光戦略局の項を次のように改める。

チーム又はセンター	チームリーダー	チームの事務又は所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	所長	

別表第33中

課、チーム又は室（危機管理室を除く。）	課長	課務、チームの事務又は室務の掌理及び所属職員の指揮監督
	チームリーダー	
	室長	
	企画幹	企画調整事務の総括掌理

を

チーム、センター又は信州広報・ブランド室	企画幹	企画調整事務の総括掌理

に、「課、チーム又は室の」を「チーム又はセンターの」に改め、

管財課	運転技師長	自動車の運転業務

を

職員サポートチーム	医師	医療業務
	薬剤師	調剤業務
	歯科衛生士	歯科衛生業務
	保健師	保健指導業務
	看護技幹	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な看護業務
	看護師	看護業務
	産業医	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第13条に規定する職務
	総括安全衛生管理者	労働安全衛生法第10条に規定する職務
	主任安全衛生管理者	職員安全衛生管理規程第6条に規定する職務
	衛生管理者	労働安全衛生法第12条第1項に規定する職務
財産活用チーム	運転技師長	自動車の運転業務

に、「税務課」を「県税チーム」に、

情報公開課	印刷技師長	印刷に関する技術業務
-------	-------	------------

を

県税収納推進センター	収納推進幹	収納推進員としての職務及び収納推進員の事務の総括掌理
	主任収納推進員	収納推進員としての職務及び収納推進員の事務の掌理
	収納推進員	個人県民税及び個人県民税の付帯債権の徴収対策に関する事務
情報公開・法規チーム	印刷技師長	印刷に関する技術業務

に改め、同表の職員サポート課の項からコモンズ福祉課の項までを次のように改める。

コモンズ福祉チーム	福祉幹	総合的な地域ケアに関する専門的事務の総括掌理
	福祉支援幹	福祉支援員としての職務並びに福祉支援員の事務及び福祉サービスの向上に係る事務の総括掌理
	福祉支援員	社会福祉法第56条第1項(社会福祉協議会及び保育所の設置運営に係るもの)を除く。)及び第70条、生活保護法第23条第1項及び第2項並びに第44条、児童福祉法第46条第1項及び第2項(保育所、助産施設、里親及び保護受託者に係るもの)を除く。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第18条第2項並びに介護保険法第90条及び第100条に規定する職務

別表第33中「高齢福祉課」を「長寿福祉チーム」に、

「障害福祉課」を「障害福祉チーム」に、

「障害者自律支援室」を「障害者自律支援チーム」に、

「青少年家庭課」を「こども・家庭福祉チーム」に、

「医務課」を「医療チーム」に、「県立病院課」を

「県立病院チーム」に、「保健予防課」を

「健康づくりチーム」に、

食品環境課	食鳥検査員	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)の規定による食鳥検査の事務並びに同法第20条及び第38条第1項の規定する職務
-------	-------	--

を

食の安全・生活衛生チーム	食鳥検査員	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)の規定による食鳥検査の事務並びに同法第20条及び第38条第1項の規定する職務
	農薬検査員	農薬取締法(昭和23年法律第82号)第13条第1項及び第3項に規定する職務
	肥料検査員	肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条第1項及び第3項に規定する職務
	家畜防疫員	家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に規定する家畜防疫員の職務
	薬事監視員	薬事法第69条第1項から第3項まで及び第70条第2項に規定する職務

に改め、同表中「薬務課」を「薬務チーム」に、

「地球環境課」を「地球環境チーム」に改め、同表中

水環境課	薬剤師	環境衛生業務
------	-----	--------

を

自然保護チーム	技術専門員	高度な技術指導
水資源チーム	薬剤師	環境衛生業務
生活排水対策チーム	環境衛生指導員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条に規定する職務
水と土・郷づくりチーム	主任専門指導員	専門指導員としての職務及び専門指導員の事務の総括掌理
	副主任専門指導員	専門指導員としての職務及び主任専門指導員の職務遂行の補佐
	専門指導員	土地改良事業の専門的指導
森林づくりチーム	主任専門指導員	専門指導員としての職務及び専門指導員の事務の総括掌理
	副主任専門指導員	専門指導員としての職務及び主任専門指導員の職務遂行の補佐
	専門指導員	森林土木事業の専門的指導
	技術専門員	高度な技術指導
	森林害虫防除員	森林害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第11条に規定する職務

に、

「廃棄物対策課」を「廃棄物対策チーム」に、

「廃棄物監視指導課」を「廃棄物監視指導チーム」に、

「生活文化課」を「生活文化チーム」に改め、同表のN P

O活動推進室の項を削り、同表中「ビジネス誘発課」を

「ビジネス誘発チーム」に改め、同表の農政課の項から林政課

の項までを次のように改める。

農業政策チーム	小作主事	地方自治法施行規程第17条第2項に規定する職務
農業生産振興チーム	漁業監督吏員	漁業法（昭和24年法律第267号）第74条に規定する職務
	水産資源保護指導吏員	水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第32条第2項に規定する職務
	獣医師	獣医衛生業務
	地方種畜検査委員	家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第33条第3項に規定する職務

別表第33中「林業振興課」を「林業振興チーム」に改め、

同表の森林保全課の項を削り、同表中「信州の木利用推進課」

を「信州の木利用推進チーム」に改め、同表の監理課の項及び

技術管理室の項を次のように改める。

県土活用支援チーム	技術管理幹	土木事業の技術に関する専門的事務の総括掌理
主任専門指導員	専門指導員としての職務及び専門指導員の事務の総括掌理	
副主任専門指導員	専門指導員としての職務及び主任専門指導員の職務遂行の補佐	
専門指導員	土木事業の専門的指導	
建設産業総合支援センター	構造改革支援主幹	建設産業の構造改革支援に関する複雑かつ困難な業務を行う職務
道路チーム	道路管理幹	道路管理に関する専門的事務の総括掌理

別表第33中「河川課」を「河川チーム」に改め、同表の

建築管理課の項及び土地・景観室の項を次のように改める。

建築まちづくりチーム	建築指導幹	建築物及び建築士に関する専門的事務の総括掌理
建築主事	建築基準法第6条第1項に規定する職務	
建築監視員	建築基準法第9条の2に規定する職務	
宅地住宅相談所	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	住宅相談員	宅地及び住宅の相談

別表第33中「住宅課」を「住宅チーム」に改め、同表の

宅地住宅相談所の項から信州コールセンターチームの項までを削り、同表の危機管理・消防防災課の項を次のように改める。

消防チーム	無線従事者	電波法（昭和25年法律第131号）第39条に規定する職務
危機管理防災チーム	防災専門員	防災対策に関する専門的事務
	地震防災対策推進員	東海地震の防災対策に関する事務
信州コールセンターチーム	通信技師長	通信に関する技術業務
	副通信技師長	
	通信技師	